

新経済社会発展計画について

持 永 和 見

I はじめに

1970年代前半のわが国経済運営の指針ともいうべき「新経済社会発展計画」が、4月末の閣議で決定された。

わが国経済は、1960年代においてめざましい発展をとげ、自由世界第2位の経済大国として国際経済のうえでも重要な地位を占めるようになった。国民の所得水準も著しく上昇し、消費生活の内容も高度化、多様化の傾向を強めるようになった。しかしながら、このような経済的繁栄と成長力の強化にもかかわらず、その過程でいくつかの問題が新たに表面化し、あるいは進展してきている。

その一つは、国際収支の黒字基調が予想されるなかでわが国経済の国際的地位の向上と国際的交流の増大に伴い、資本・貿易の自由化の促進や対外経済協力の拡充などの面で国際経済社会の有力な一員として自覚と責任ある行動がより一層強く要請されるということである。他の一つは、経済の急激な量的成長のもたらした経済的社会的な不均衡が放置できなくなっているということである。たとえば、消費者物価の根強い上昇は、資源・所得の適正な配分をゆがめ、国民とくに老人世帯や母子世帯に将来の生活について不安を抱かせるものがあり、また消費者物価の上昇をはるかに上回る地価の上昇は住宅建設に対する隘路となり、いずれも経済的、社会的に重大な問題となっている。また、国民の所得水準の上昇にともなって消費財を中心とした物的な欲求はかなり充足されたのに比べ、住宅や生活環境の整備、社会保障の充実など生活の社会的側面は経済発展の現状からみてなお低い水準にとどまっているといわざるをえない。さらに、急激な成長に伴って経済社会の高密度化が進められ、それへの対応が十分に行われていないところでは、公害、交通難、自然破壊、過密過疎現象のようにますます見逃せない事態になってきているものもある。

このようなわが国経済社会の現状からみて、激しい変化の予想される1970年代の環境条件に適応しつつ、わが国経済の潜在的発展力を維持培養するとともに、1960

年代が残したいいわゆるひずみ現象を注視し、今後積極的にその解決に取り組んでいくためには、新しい時代を迎えての政策課題を正しく把握し、経済政策を整合的に策定し、国民的な合意と参加のもとで、その総合的な運営が必要であることはいうまでもない。

II 新計画のねらいと構成

以上の観点から、昭和45年度から昭和50年度までの6ヵ年を対象とする「新経済社会発展計画」が策定されたものであるが、この計画は、「人間性豊かな経済社会をめざして」というサブタイトルのもと、①経済社会の急速な国際化に意欲的に対応して、わが国経済構造の自主的革新と、国際社会との積極的協調をすすめ、将来にわたる経済発展の基礎を確立すること、②物価の安定をはかりつつ、充実した経済力にふさわしい国民生活実現のための社会的基盤を整備し、真に豊かな社会の建設を目指すこと、をそのねらいとしている。

新計画は、第1部「計画の課題」、第2部「課題達成のための政策」、第3部「経済社会発展の姿」の三部で構成されている。第1部においては、国際化のいっそうの進展、経済社会の高密度化、労働力不足の本格化など、予想される内外経済社会情勢の激しい変化に果敢に適応しつつ、計画のねらいを達成するための重点課題として、①国際的視点に立つ経済の効率化、②物価の安定、③社会開発の推進、④適正な経済成長の維持と発展基盤の培養の四つを取り上げている。つぎに第2部においては、後述するように六つの重要政策項目に関し、計画期間における政策展開の基本的あり方やのぞましい方向を示している。さらに、第3部においては、計画期間における経済社会の発展の姿として、経済成長率、資源配分等に関する主要経済指標や国民生活の将来を示す指標が表1から表6までのように計量的に示されている。このほか、経済審議会の答申には、計画策定の作業に関連して行われた試算等を含み、答申の内容を理解するための参考表と経済成長パターンの選択などに関する説明資料が添付されている。

表 1 主要経済指標(年平均伸び率)

(単位 %)

	45～50年度	参 考	
		29～43年度 (15年間)	38～43年度 (6年間)
国民総生産			
実 質	10.6	9.7	11.1
名 目	14.7	13.9	16.0
消費者物価	4.4	3.7	5.2
卸売物価	1.0	0.5	1.4
労働力人口	1.1	1.6	1.6
輸 出	14.7	16.7	18.1
輸 入	15.3	10.9	14.9
鉱工業生産	12.4	13.6	14.0

注 1) 「消費者物価」「卸売物価」は、それぞれ国民所得統計の個人消費支出デフレーター、民間在庫残高デフレーターをとっている。

2) 「輸出」「輸入」は、ともに、IMF ベース、時価による。

表 3 国民総支出の構成比(時価)

(単位 %)

	35年度	40年度	44年度	50年度
国民総生産	100.0	100.0	100.0	100.0
個人消費支出	55.9	56.6	51.0	49.8
政府の財貨サービス 経 常 購 入	8.8	9.3	8.2	7.9
民間企業設備投資	19.6	15.4	20.0	18.7
民間住宅投資	4.1	5.8	6.7	10.7
政府固定資本形成	7.5	9.2	8.4	9.5
輸出と海外からの所得	11.1	11.3	11.4	11.0
輸入と海外への所得	11.0	10.0	10.0	10.0

注 表 4 (注)に同じ。

表 2 国 民 総 生 産

(単位 兆円, %)

	40 年 価 格					時 価				
	43年度	44年度	50年度	年平均伸び率		43年度	44年度	50年度	年平均伸び率	
				50/43	50/44				50/43	50/44
国民総生産	46.3	52.4	96.0	11.0	10.6	52.8	62.6	142.0	15.2	14.7
個人消費支出	23.8	26.3	44.7	9.4	9.3	27.5	31.9	70.7	14.5	14.2
政府財貨サービス 経 常 購 入	3.6	3.8	5.5	6.5	6.5	4.4	5.1	11.2	14.3	14.0
民間企業設備投資	9.3	11.4	23.2	13.9	12.5	9.9	12.5	26.5	15.1	13.3
民間住宅投資	2.7	3.2	8.0	16.6	16.5	3.4	4.2	15.1	23.9	23.7
政府固定資本形成	4.1	4.5	9.7	13.0	13.5	4.6	5.3	13.5	16.7	17.0
経常海外余剰	0.6	0.8	1.7	—	—	0.6	0.8	1.4	—	—

注 1) 44年度は、政府の経済見通し(45年2月14日)およびこれに準拠した一応の試算値である。

2) 「在庫投資」が除かれているため、合計は内訳と一致しない。

表 4 物価、賃金・所得、生産性関連指標

(年平均伸び率)

(単位 %)

	45～50年度	(参考) 38～43年度
消費者物価	(3.8) 4.4	5.2
卸売物価	1.0	1.4
1人当たり雇用者所得(時価)	12.1	12.2
1人当たり個人業主所得(時価)	12.1	14.2
国民経済生産性(実質)	9.5	9.5

注 1) 「消費者物価」「卸売物価」は、国民所得統計における個人消費支出デフレーター、民間在庫残高デフレーターである。()内は、50年度の上昇率である。

2) 「国民経済生産性」は、就業者1人当たり実質国民総生産である。

表 5 国民所得の分配(時価)

(単位 兆円, %)

	44年度	50年度	構 成 比	
			44年度	50年度
国民所得	49.9	109.1	100.0	100.0
雇用者所得	27.0	65.1	54.0	59.7
個人業主所得	10.5	16.8	21.1	15.4
個人の財産所得	4.4	10.5	8.8	9.6
法人所得	8.0	16.5	15.9	15.2

注 1) 44年度は政府の経済見通し(45年2月14日)およびこれに準拠した一応の試算値である。

2) 「政府の事業所得および財産所得」などを除いているので内訳は合計に一致しない。

3) 「個人の財産所得」は、「個人利子」および「賃貸料所得」の合計から、「消費者負債利子」を控除したもの。

表 6 国民生活関連指標

		単 位	43年度	50年度
社会環境	65歳以上人口の比率	%	6.8	7.9
	世帯人員数(普通世帯)	人	3.79	3.40
	人口都市集中度	%	53.5	66.5
所得・私的消費	1人当り可処分所得	千円	336	803
	1人当り消費水準	40年度 =100	126.5	219.3
	個人貯蓄率	%	19.4	19.9
	消費支出の構成比			
	飲食費	%	36.0	32.6
	雑費	%	29.8	39.7
社会連 関的施 費設	下水道普及率	%	21	38
	し尿衛生処理率	%	89	100
	ごみ衛生処理率	%	62	90
	1人当り都市公園面積	平方米/人	2.4	3.4
	加入電話普及率	加入/百人	12	26

注 1) 各種の想定による一応の試算値である。

2) ①「65歳以上人口の比率」は人口問題研究所の推計による。

②「世帯人員数」は、国勢調査をもとにした推計である。

③「人口都市集中度」は、総人口にしめる人口集中地区居住人口の比率である。人口集中地区は、国勢調査の定義による。

④「1人当り消費水準」は、国民所得統計による個人消費支出(40年価格)を総人口で除し、40年度を基準に指数化したものである。

⑤「1人当り個人可処分所得」は、国民所得統計による個人可処分所得を総人口で除したものである。

⑥「個人貯蓄率」は、国民所得統計による個人貯蓄を個人可処分所得で除したものである。

⑦「消費支出の構成比」は、産業連関モデルからえられた費目別支出額によって推計した時価による構成比である。

⑧「下水道普及率」は、市街地面積に占める排水面積の割合である。

⑨「し尿衛生処理率」は、清掃法にもとづいて都道府県知事が指定した特別清掃地域居住人口に対する衛生処理人口の割合である。

⑩「ごみ衛生処理率」は、清掃法に基づいて都道府県知事が指定した特別清掃地域から排出されるごみの要焼却量に対する実焼却量の割合である。

⑪「1人当り都市公園面積」は、都市計画法の適用をうける都市行政区域の人口に対する公園総面積の割合である。

⑫「加入電話普及率」は、人口100人当りの電話加入者数の割合である。

III 課題達成のための政策

この計画の中心をなす第2部の課題達成のための政策においては、①物価の安定、②新しい対外経済政策の展開、③産業構造の革新、④社会開発の推進、⑤発展基盤の培養、⑥財政金融政策と行政の合理化、の六つが取り上げられている。そして、これらの政策の実施に当たっては、①ときに相補い、ときに相反的な関係にある政策の整合性に特別の注意を払うとともに、物価問題、農業問題、土地問題、公害問題等への対処のように、個別対策の枠をこえた施策の展開が不可欠のものについては、幅広い国民各層の協力を得つつ政策の総合性を確保する

こと、②民間の創意工夫が経済発展の原動力であるが、経済の量的拡大が国民生活の質的向上につながるよう政府と民間の役割を明確にすること、③政府の側で行政全体の効率化を強力に推進し、施策の有効な展開をはかる態勢をととのえて政策の実効性を確保するとともに、社会資本の整備や社会保障の充実を通じて国民福祉の向上をはかるには、それに応じて費用負担もある程度高まらざるをえないことについて国民の理解と協力を求めることにとくに留意する必要がある、と強調している。

以下、これらの政策項目について、そのあらましを紹介しよう。

なお、この紹介は、誌面の都合上社会保障の部分についてはやや詳細に行っているが、社会保障以外の社会開発に関する部分と物価の安定については政策内容の要旨程度、その他については政策の項目程度に止めている。

1. 物価の安定

消費者物価については、その上昇率を次第に低めて計画期間の終わりには年率3%台に低下させ、また卸売物価については、計画期間中それがほぼ安定的に維持されることを目標とする。

このため、内外の条件変化に即応した財政金融政策等の運営によって総需要の適切な調整をはかりつつ、政府はもとより国民各層が一致して以下のような物価安定のための努力を払わなければならない。

- 1) 農業、中小企業、流通部門など生産性の低い分野に関する構造政策を強力に推進し、国民経済の効率化をはかる。
- 2) 構造政策を円滑に進め、かつ価格機能を有効に働かせるための競争条件を整備する。
- 3) 輸入制限品目の自由化、輸入割当の枠の拡大、関税の引下げ、輸入段階での競争条件の整備など輸入政策を積極的に展開する。
- 4) 政府関与価格については、これをできる限り低位に安定させる。なお、両米価については、さしあたりこれを据置くことを目途とする。
- 5) 住宅、生活環境の改善をはばみ、国民に大きな不満をもたらしている地価のすみやかな安定をはかる。

最後に、物価、賃金、所得、生産性の問題については、合理的な議論を通じて本問題に関する国民各層の理解を深め、広範な世論を背景に国民経済的視点に立って対処することが強く望まれる。

2. 新しい対外経済政策の展開

これまでよりゆとりをもつに至った国際収支構造のもとで、国際社会との協調をはかりつつ、以下の対外経済

政策を新しい環境に即して積極的に展開する。

- 1) 残存輸入制限の緩和や撤廃、関税率の引下げ、対内対外投資自由化の促進などにより、貿易、資本の自由化を積極的に推進する。
- 2) 経済協力の量的拡大と条件緩和、技術協力の促進、多国間援助方式の活用などにより、経済協力の拡充強化を効率的にはかる。
- 3) 貿易構造の高度化に対応してこれと経済協力、海外投資との有機的連けいを深めるなど、対外経済政策を総合的に展開する。

3. 産業構造の革新

国際化の全面的な進展、情報化の進行、技術革新の急速な展開など経済社会の高度化に伴う内外需要構造の急激な変化や労働力不足、資源、立地、輸送問題の表面化など、直面する大きな環境変化を積極的に受けとめ、長期的、国際的な視点にたってもっとも効率的な産業構造への革新をはかる。

- 1) 産業のいっそうの高度加工化と効率化、システム技術の開発や情報産業や原子力産業など新規産業の育成をはかる。
- 2) 農地の流動化、離農の援助や促進をはかりつつ、生産基盤の整備を中核に農業の装置化、システム化を進め、国際競争にも耐える高生産性農業の実現をめざすとともに、所得補償にかたよりがちであったこれまでの価格政策の運用を改める。
- 3) 高度の技術をもち生産性、賃金水準で大企業に比肩しうる中小企業を育成誘導するとともに、流通活動のシステム化等をはかる。
- 4) 若年労働力の不足はいっそう深刻化するものと見込まれるので、中高年層および女子労働力の有効な活用をはかるとともに、労働力の流動化等を進める。

4. 社会開発の推進

社会開発は、国民生活面で従来立ち遅れていた点の改善などを進める見地からだけではなく、1970年代に予想される経済社会の激しい変化が社会的側面に及ぼすさまざまな悪影響を未然に防止し、さらに長期的ビジョンに基づいて高度化多様化する国民の欲求に対処するものでなければならない。

このため、人間尊重の立場にたって生活の場の確保と人命の保護および経済発展の成果を十分享受し難い人々への配慮に重きをおき、以下のような施策の推進をはかるものとする。

これらの社会開発の推進を支えるものは、基本的には国民が連帯意識のうえにたって、自ら望ましいとする福

祉社会建設への意欲と行動であり、政府はこの国民の選択に基づいて、積極的、効率的にその推進を支援すべきものである。

1) 都市および農村の発展の方向

全国土にわたって都市化が進展するなかで、大都市、地方都市および農村を通じてのぞましい生活環境を備えた地域社会を建設する。

大都市については、広域的な都市整備のビジョンに基づき、都市計画の実施、社会資本の先行整備などを総合的に推進する。

広域生活圏の中心となる地方都市については、その特質に応じつつ開発の可能性を生かし、交通通信施設や共同利便施設の整備を先行的に進める。

農村においては、生活様式の高度化多様化に対処し、生活環境施設の適切な配置を促進するとともに、過疎化現象の進行する地域については、道路および交通通信施設等の整備を重点的に進める。

2) 住宅、生活環境の整備と土地対策の推進

良好な住宅、生活環境を確保することは国民生活の質的向上をはかるうえの基本である。このため、現在混乱がみられる土地利用を秩序づけてその効率的利用をはかるとともに、住宅、生活環境施設の大幅な改善をはかる。

a. 土地の有効利用と地価の安定

適正な都市計画に基づき、土地の計画的利用をはかる。

土地に対する固定資産税などについては、土地の高度利用と地価の安定をはかるため、税制以外の措置についても配慮を加えつつ、適正な時価によって課税する方向で検討する。

各種通勤交通手段の輸送能力の拡充、高速化、相互連絡の円滑化等により通勤可能圏を大幅に拡大し、住宅立地に適した地域の拡大をはかる。

民間による優良住宅地の大規模な造成を助成するほか、国、地方公共団体等はとくに大規模住宅用地の取得およびその造成をより強力に推進する。

b. 住宅、生活環境施設の整備

下水道、都市公園、都市・産業廃棄物処理施設、学校教育施設、都市交通施設、防災施設など立ち遅れている生活環境施設をすみやかに拡充する。

民間による良好な住宅の確保を促進するため、住宅金融の円滑化、住宅産業の育成をはかる。また、適正な水準の住宅を確保できない世帯に対しては、公的施策による住宅の供給を充実するとともに、公的賃貸住

政策を新しい環境に即して積極的に展開する。

- 1) 残存輸入制限の緩和や撤廃、関税率の引下げ、対内対外投資自由化の促進などにより、貿易、資本の自由化を積極的に推進する。
- 2) 経済協力の量的拡大と条件緩和、技術協力の促進、多国間援助方式の活用などにより、経済協力の拡充強化を効率的にはかる。
- 3) 貿易構造の高度化に対応してこれと経済協力、海外投資との有機的連けいを深めるなど、対外経済政策を総合的に展開する。

3. 産業構造の革新

国際化の全面的な進展、情報化の進行、技術革新の急速な展開など経済社会の高度化に伴う内外需要構造の急激な変化や労働力不足、資源、立地、輸送問題の表面化など、直面する大きな環境変化を積極的に受けとめ、長期的、国際的な視点にたってもっとも効率的な産業構造への革新をはかる。

- 1) 産業のいっそうの高度加工化と効率化、システム技術の開発や情報産業や原子力産業など新規産業の育成をはかる。
- 2) 農地の流動化、離農の援助や促進をはかりつつ、生産基盤の整備を中核に農業の装置化、システム化を進め、国際競争にも耐える高生産性農業の実現をめざすとともに、所得補償にかたよりがちであったこれまでの価格政策の運用を改める。
- 3) 高度の技術をもち生産性、賃金水準で大企業に比肩しうる中小企業を育成誘導するとともに、流通活動のシステム化等をはかる。
- 4) 若年労働力の不足はいっそう深刻化するものと見込まれるので、中高年層および女子労働力の有効な活用をはかるとともに、労働力の流動化等を進める。

4. 社会開発の推進

社会開発は、国民生活面で従来立ち遅れていた点の改善などを進める見地からだけではなく、1970年代に予想される経済社会の激しい変化が社会的側面に及ぼすさまざまな悪影響を未然に防止し、さらに長期的ビジョンに基づいて高度化多様化する国民の欲求に対処するものでなければならない。

このため、人間尊重の立場にたって生活の場の確保と人命の保護および経済発展の成果を十分享受し難い人々への配慮に重きをおき、以下のような施策の推進をはかるものとする。

これらの社会開発の推進を支えるものは、基本的には国民が連帯意識のうえにたって、自ら望ましいとする福

祉社会建設への意欲と行動であり、政府はこの国民の選択に基づいて、積極的に、効率的にその推進を支援すべきものである。

1). 都市および農村の発展の方向

全国土にわたって都市化が進展するなかで、大都市、地方都市および農村を通じてのぞましい生活環境を備えた地域社会を建設する。

大都市については、広域的な都市整備のビジョンに基づき、都市計画の実施、社会資本の先行整備などを総合的に推進する。

広域生活圏の中心となる地方都市については、その特質に応じつつ開発の可能性を生かし、交通通信施設や共同利便施設の整備を優先的に進める。

農村においては、生活様式の高度化多様化に対処し、生活環境施設の適切な配置を促進するとともに、過疎化現象の進行する地域については、道路および交通通信施設等の整備を重点的に進める。

2) 住宅、生活環境の整備と土地対策の推進

良好な住宅、生活環境を確保することは国民生活の質的向上をはかるうえの基本である。このため、現在混乱がみられる土地利用を秩序づけてその効率的利用をはかるとともに、住宅、生活環境施設の大幅な改善をはかる。

a. 土地の有効利用と地価の安定

適正な都市計画に基づき、土地の計画的利用をはかる。

土地に対する固定資産税などについては、土地の高度利用と地価の安定をはかるため、税制以外の措置についても配慮を加えつつ、適正な時価によって課税する方向で検討する。

各種通勤交通手段の輸送能力の拡充、高速化、相互連絡の円滑化等により通勤可能圏を大幅に拡大し、住宅立地に適した地域の拡大をはかる。

民間による優良住宅地の大規模な造成を助成するほか、国、地方公共団体等はとくに大規模住宅用地の取得およびその造成をより強力に推進する。

b. 住宅、生活環境施設の整備

下水道、都市公園、都市・産業廃棄物処理施設、学校教育施設、都市交通施設、防災施設など立ち遅れている生活環境施設をすみやかに拡充する。

民間による良好な住宅の確保を促進するため、住宅金融の円滑化、住宅産業の育成をはかる。また、適正な水準の住宅を確保できない世帯に対しては、公的施策による住宅の供給を充実するとともに、公的賃貸住

宅については、その管理運営を適正化する。

著しい増大の予想されるレクリエーション需要に対処し、レクリエーション地域の整備などを促進するとともに、自然、歴史環境の保全に十分配慮する。

3) 公害対策の強化

近年ますます多発多様化の傾向を強めている公害問題に対しては、国、地方公共団体をはじめ、企業および個人においても、公害を発生させず、また発生する公害に対しては自らの社会的責任においてこれを防止するという自覚を新たにし、積極的な公害防止対策を推進する。

汚水、騒音などにかかる環境基準の設定を急ぐとともに、排出規制の強化や監視測定体制などの整備をはかる。

下水道、廃棄物処理施設など生活関連社会資本の整備、公害防止に関する調査、研究および技術開発の促進に努めるとともに、公害対策の総合化、体系化、広域化をはかりつつ公害問題に事前的に対処する。

4) 国民生活における安全確保と消費者行政の推進

a. 国民生活における安全の確保

交通量の激増、モータリゼーションの進行、交通の大型化、高速化の進展に対処し、交通規制の強化、交通安全のための環境整備、交通安全思想の徹底、被害者救済対策の充実につとめる。また、火災・自然災害対策を強化する。

b. 消費者行政の推進

消費生活をめぐる情勢の変化に対応し、商品やサービスに関する規制と指導を強化するとともに、企業の社会的責任の徹底と公正自由な競争の維持をはかる。また、消費者教育の推進、消費生活に関する情報ネットワークの整備、消費者の自主的組織の健全な発達を期する。

5) 社会保障の充実

わが国の社会保障は、その実質的な内容において、所得保障部門、社会福祉部門および関連する施設整備面の立ち遅れが目だっている。また、所得保障部門および社会福祉部門の給付額は、近年かなり改善されてきたにもかかわらず、大幅な消費者物価の上昇によってその効果は減殺されている。さらに、社会保障給付費の国民所得に対する割合は、高齢人口比率の低さ、就業者に占める雇用者比率の低さ、年金制度の未成熟など構造的な要因（表8～表10参照）による面も大きいというものの、西欧諸国に比べればなお低水準にある。

今後において、わが国経済社会の発展にふさわしい社会保障の水準を確保するとともに、人口高齢化や核家族化の進行、幼少人口の減少、就業構造の変化等に伴う社会的摩擦や社会的緊張を緩和するためには、明確な目標意識をもった社会保障の充実になおいっそうの努力を傾注することが必要である。

a. 社会保障充実の基本的方向

今後の社会保障のあり方としては、新しい時代の動向に即応した新たな構想に基づいて積極的に政策を展開しなければならないが、その際とくにわが国経済の高い成長と大きな変化が社会的側面に及ぼすさまざまな影響を十分に予見して、それへの対応措置を注意深く講じつつ、つぎの点を基本方針として施策の推進をはかるものとする。

第1に、給付および社会保険負担の両面について、経済社会情勢の変化に機動的に対処する政策措置を意欲的に講ずる。

第2に、各部門間の不均衡を是正しつつ、内容を実質的に充実して効果をより高めるという視点から、長期的構想に基づいてわが国がめざすべき社会保障の姿を明らかにし、その体系的整備を進める。

第3に、社会保障に関連する施設の整備と要員の確保を強力に進め、社会保障の円滑な発展のための基盤を確立する。

なお、これらの施策の推進に際しては、とくに経済発展に取り残されがちな高齢者や心身障害者に対し、格段の配慮を払うものとする。

また、社会保障の充実に伴う所要財源の増大に対しては、保険料負担によることが妥当な部分と租税負担によることが妥当な部分とを区分する基準の具体化に努めつつ、社会保険部門における給付拡充の財源はおもに社会保険料の引上げに求められるべきである。

b. 医療部門の合理化および公衆衛生部門の充実

医療保険制度については、医療関係諸制度の近代化、合理化をあわせた総合的な見地から、問題の緊要性と実現可能性とを勘案しつつ、抜本改革を実施し、医学・薬学の発達や医療技術の進歩に応じた適正な医療を提供するとともに、国民の負担能力と均衡のとれた適切な医療給付を確保する。同時に、診療報酬体系の適正化に極力努める。

また、救急医療体制の確立、公害医療救済制度の改善、過疎地域における医療の確保、成人病に関する研究開発と予防対策等を積極的に推進する。

c. 年金部門の拡充等

表 7 振替所得および社会保険負担 (参考資料)

(単位 %)

項 目	年 度	35	40	43	44 (見込み)	50	平 均 伸 び 率	
							44/38	50/44
政府から個人への移転								
対前年度伸び率		15.4	19.1	14.8	14.4	—	17.1	19.6
対国民所得比		4.5	5.6	5.4	5.2	(44年度水準から2%程度高まることとなる.)	—	—
社会保険負担								
対前年度伸び率		24.0	28.7	16.5	15.2	—	19.2	20.4
対国民所得比		3.1	4.4	4.5	4.3	(44年度水準から2%程度高まることとなる.)	—	—

注 1) 振替所得 (政府から個人への移転) とは、家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体が、政府から一方的に受け取り、個人所得の追加となる所得であって、社会保険の各種給付金がこれに該当する。なお、健康保険組合による給付費等は政府部門からの支出ではないので含まれない。

2) 44年度見込みは、政府の経済見通し (45年2月14日) に準拠した一応の試算値である。

厚生年金および拠出制の国民年金については、5年ごとの財政再計算期にとらわれることなく、経済実勢に対応した給付改善措置を実施するものとし、また、福祉年金については、年金額および所得制限について極力改善をはかるなど、年金制度の充実を計画期間中の重点政策として推進する。

児童手当制度については、この制度のねらいと効果、財源調達、他の社会保障諸施策との均衡、税制における扶養控除制や賃金体系における家族手当制度など、関連する諸制度との調整の問題について長期的視野から十分な検討を加えたうえでその実現に向かって努力する。

失業保険については、今後の雇用失業情勢に即応した運営の改善などに努め、労災保険については、国民生活水準の向上に伴って給付内容の充実をはかる。

d. 公的扶助および社会福祉部門の改善

保護基準については、一般勤労者世帯の消費水準の向上を考慮しつつ、適切な改善措置を講ずるとともに、被保護世帯のうち老人世帯や心身障害者世帯が増加している傾向に即応した基準のあり方について検討を進める。

心身障害者、老人、母子世帯等の不適応階層に対する社会福祉施設については、とくに立ち遅れの著しい現状にかんがみ、その拡充を計画期間中の急務とする。この分野においては、在宅者に対する施策を含め、給付・サービス面の改善充実をはかるとともに、関連する施設の体系的整備拡充およびこれに必要な要員の養成確保と処遇の改善をさらに推進する。また、心身障害者に対するリハビリテーション体制の拡充強化を進める。

さらに、人口構造の変化、都市化の進展、核家族化の進行等経済社会条件の変化に対応し、次代をにう児童を心身ともに健全に育成することがいっそう重要になっていることにかんがみ、児童の福祉に関する諸施策を積極的に推進する。

e. 社会保障の水準

社会保障の水準は、国民経済計算上の振替所得 (政府から個人への移転) および社会保険負担の規模だけでは必ずしも正確に示されるものではないが、昭和50年度における振替所得および社会保険負担の規模は、表15のように昭和44年度の規模に対し、それぞれ約3倍程度の増加となる。また国民所得に対する比率

表 8 年金受給者の被保険者に対する割合 (参考資料)
(単位 万人, %)

	年金受給者数	年金受給者の被保険者に対する割合
日 本		
〈昭和 43 年度〉	158	3.3
〈昭和 50 年度〉	472	8.1
イギリス (1965年)	653	25.9
フランス (1964年)	661	34.0
西ドイツ (1965年)	861	33.6

注 1) わが国の43年度の年金受給者数および被保険者数は、「社会保障統計年報」(総理府)による。

2) わが国の50年度の年金受給者数および被保険者数は、過去の伸び率などをもとにして推計したものである。

3) 諸外国は厚生省調べによる。

4) わが国の年金受給者数は、厚生年金、国民年金および各種共済組合による年金受給者数を合計したものであり、また、その数は老齢年金の受給者数のみではなく、それぞれの制度において支給される年金の受給者数のすべてを含んでいる。なお、わが国の年金制度のなかでは、共済組合の「年金受給者の被保険者に対する割合」が比較的高いものと見込まれる。

5) イギリスは退職年金制度のみをとった。

表 9 高齢人口比率(参考資料)

(単位 %)

		60歳以上 人口比率	65歳以上 人口比率	高齢人口 指数
日 本	昭和 30 年	8.1	5.3	8.0
	40 年	9.7	6.3	8.5
	45 年	10.6	7.0	9.2
	(推 50 年)	11.8	7.9	10.4
	60 年	13.9	9.5	12.4
	(計 70 年)	17.6	12.0	15.2
	80 年	20.2	14.4	18.3
	90 年	22.6	16.9	21.5
アメリカ(1967年)		13.5	9.4	13.5
イギリス(1966年)		18.0	12.3	16.0
フランス(1967年)		18.1	12.6	16.6
西ドイツ(1965年)		18.0	11.9	15.4
イタリア(1965年)		14.5	9.9	13.1
スウェーデン(1966年)		18.5	12.9	16.3

- 注 1) わが国の30年および40年の人口は、「国勢調査報告」(総理府統計局)による。
 2) わが国の45年以降の人口は、「全国男女年齢別将来推計人口」(人口問題研究所)による。
 3) 諸外国の人口は、U. N., 「Demographic Yearbook (1967)」による。
 4) 高齢人口指数とは、生産年齢人口(15歳以上人口)を100としてこれにに対する65歳以上人口の割合である。

表 10 雇用者比率(参考資料)

(単位 万人, %)

	就業者数	雇用者数	雇用者比率
日 本			
(昭和 43 年度)	5,018	3,164	63
(昭和 44 年度)	5,065	3,225	64
(昭和 50 年度)	5,400	3,900	72
イギリス(1961年)	2,462	2,187	89
フランス(1962年)	1,971	1,414	72
西ドイツ(1966年)	2,716	2,202	81

- 注 1) わが国の43年度の就業者数および雇用者数は、「労働力調査」(総理府統計局)による。なお、44年度は、政府の経済見通し(45年2月14日)による。
 2) わが国の50年度の就業者数および雇用者数は、中期マクロモデルにより推計したものである。
 3) 諸外国の就業者数および雇用者数は I. L. O. 「Yearbook of Labour Statistics (1967)」による。

は、表7のように昭和44年度(実績見込)の5.2%および4.3%からそれぞれ2%程度上昇することとなり、この間の年平均伸び率はそれぞれ19.6%および20.4%程度のものが見込まれる。

5. 発展基盤の培養

課題達成のための対策を立案、実施するに当たっては、

たんに当面している経済的、社会的の不均衡を是正するととどまらず、計画期間をこえた次の発展への基盤を積極的に培養するという視点からの考慮も必要である。

1) 社会資本整備の重点と効率化

国民生活に関連する分野にみられる社会資本の不足をすみやかに解消するとともに、国土利用の再編成をさらに推進するため交通通信の新たなネットワークを形成するなど、長期的視点に基づく投資を積極的に展開する。

社会資本の整備については、費用負担の合理化と民間事業主体参加の促進などをはかり、その効率化に努める。

なお、計画期間中における社会資本の投資額およびその構成比は、表11および表12のとおりである。

2) 産業立地の円滑化

増大を続ける工業用地の需要に対し、土地の有効利用をはかることを基本とし、産業効率の確保のみならず、公害防止、環境保全等をも勘案しつつ、産業立地政策を強力に推進する。

基幹資源型産業、都市型産業など、業種業態に応じて立地地点の確保をはかるとともに、既成工業都市からの工場分散を進める。

また、工業用水源の確保や工業用水道の整備を進

表 11 部門別投資額

(単位 億円, 昭和44年度価格)

部	門	昭和45~50年度計画額
道	路	117,000
港	湾	19,000
航	空	5,900
住	宅	39,000
環	境	31,400
厚	生	10,400
学	校	26,200
国	土	37,000
農	林	32,500
鉄	道	55,000
電	々	53,200
そ	の	113,400
調	整	10,000
費		
合	計	550,000

- 注 1) 総投資額55兆円は、計画期間中の政府固定資本形成に用地費を加えて算定したものである。
 2) 各事業の範囲は下記のとおりであり、地方単独事業を含む。
 ① 住 宅——住宅公団賃貸住宅および公営住宅(改良住宅を含む。)
 ② 環境衛生——下水道、簡易水道、清掃施設(都市・産業廃棄物処理施設を含む。), 都市公園
 ③ 厚生施設——病院、保健衛生、国立公園、社会福祉施設、児童母子福祉施設

表 12 部門別公共投資額 (参考資料)

(単位 10 億円, %)

	計画 (45~50 年度) (44 年度価格)			実績 (39~44 年度) (時価)		
	金額 (A')	A'/V'	構成比	金額 (A)	A/V	構成比
生活関係	10,700	2.0	19.5	4,302	1.6	16.9
交通通信関係	25,010	4.6	45.6	11,741	4.5	46.1
国土保全関係	3,700	0.7	6.7	1,537	0.6	6.0
その他	15,590	2.9	28.2	7,884	3.1	31.0
計	55,000	10.2	100.0	25,464	9.8	100.0

- 注 1) 生活関係には住宅、環境衛生、厚生福祉、学校を含む。
 2) 交通通信関係には道路、港湾、航空、鉄道、電々を含む。
 3) 国土保全関係には治水、民有林治山、海岸を含む。
 4) その他は上記以外のものであり、調整費を含む。
 5) V および V' は、国民総生産であり、44 年度は政府の経済見通し (45 年 2 月 14 日) による。

め、海水淡水化等の研究を促進する。

産業の海外立地は今後活発化していくものと考えられるので、これに対応し海外情報の収集、投資環境の整備をはかる。

3) エネルギーと基礎資源の確保

経済成長に伴う需要の量的拡大等に対応するとともに、公害防止対策推進の見地から、海外資源の自主開発、原子力開発利用、公害防止のための低いおう化対策の推進などにより、エネルギーと基礎資源の低廉かつ安定的な供給の確保をはかる。

4) 情報化の促進

情報化社会への移行を摩擦なく達成するため、情報化に適応する人的能力の開発、情報処理技術の開発、情報ネットワークの充実等を推進する。

5) 技術開発の推進

急速に変化する経済社会からの要請にこたえて新しい科学技術を創出し、総合的、計画的な視点から経済社会面への適用を積極的に推進する。このため、公害防止技術、住宅関連技術、医療保健技術等の社会開発のための技術開発や大規模先導的技術の研究開発を効率的に推進する。

6) 教育と人的能力の向上

急速な科学技術の進歩や情報化の進展など経済社会の変化に伴う新たな教育の課題に対処し、科学技術教育の充実、情報処理教育の推進をはかるとともに、国際人としての資質の向上、生涯教育の条件整備、教員の人材確保と養成をはかる方策についての検討を進め、あわせて自己開発のための情操教育、健康教育の充実や文化施設等の整備を推進する。

7) 財政金融政策と行政の合理化

財政金融政策は、資源配分機能、景気調整機能、所得再配分機能を活用しつつ、本計画の課題達成に意欲

的に取り組む。

a. 財政金融政策の基本的姿勢

国・地方を通じ、財政の硬直化を打破しつつ、その健全性の維持に努めるとともに、公債発行については建設公債の原則と市中消化の原則を堅持する。また、金融政策については、内外金融政策の総合的かつ合理的な運営をいっそう強力に推進する。

b. 資源配分機能の強化

財政支出の規模は、財政の効率化によりその水準を適正に維持するものとし、国民経済のなかで財政が受けもつべき分野の拡大に対応し租税・社会保険負担も

表 13 財政収支

(単位 億円, 時価)

	44 年度	50 年度
政府経常収入 (A)	128,200	317,000
税および税外負担	105,800	249,500
社会保険負担	21,600	65,800
その他	800	1,700
政府経常支出 (B)	83,800	196,400
政府の財貨サービス経常購入	51,100	112,100
政府から個人への移転	26,100	76,400
その他	6,600	7,900
政府経常余剰 (A)-(B)	44,400	120,600
政府総資本形成 (C)	54,600	135,100
財政支出 (B)+(C)	138,400	331,500

- 注 1) 44 年度は政府の経済見通し (45 年 2 月 14 日) およびこれに準拠した一応の試算値である。
 2) 「税および税外負担」は、「個人から政府へのその他の移転」を含む。
 3) 「政府経常収入」のうち、「その他」は「政府の事業所得」に「政府の財産所得」を加え、「一般政府負債利子」を控除したものである。
 4) 「政府経常支出」のうち「その他」は、「経常補助金」に「政府から海外への移転」を加え、「海外から政府への移転」を控除したものである。

表 14 財政収支——構成比（時価）（参考資料）

（単位：%）

	30 年 度	35 年 度	40 年 度	43 年 度	44 年 度 (実績見込み)	50 年 度
政 府 経 常 収 入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
税 お よ び 税 外 負 担	87.9	83.3	81.6	82.0	82.5	78.7
社 会 保 険 負 担	12.0	12.2	17.1	17.3	16.9	20.8
そ の 他	0.1	4.5	1.3	0.7	0.6	0.5
政 府 経 常 支 出	65.3	62.6	60.1	59.4	60.6	59.3
政府の財貨サービス経常購入	45.7	42.4	38.6	36.3	36.9	33.8
政府から個人への移転	18.0	17.6	18.4	18.8	18.9	23.1
そ の 他	1.6	2.7	3.1	4.3	4.8	2.4
政 府 総 資 本 形 成	34.7	37.4	39.9	40.6	39.5	40.8
政 府 総 支 出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注 前表の注に同じ。

それぞれ2%程度高まるものと見込まれる。なお、昭和44年度と50年度における財政収支の見込およびその構成比は、表13および表14のとおりである。

また、金利の資金配分機能を強めるため、金融・資本市場の育成整備、金融の効率化、政策金融の再検討を進める。

c. 景気調整機能の強化

金融政策の機動的運用により効果的な景気調整に努めるとともに、財政面でも国および地方を通じて景気調整に対する配慮を強化する。

d. 財政支出の効率化と負担の適正化

財政支出については、P.P.B.S等の科学的手法をできるだけ利用し、資金の効率的使用に努めるとともに応急負担、原因者負担を強化し、租税負担の適正化をはかる。とくに、今後の租税政策のあり方としては所得税・住民税の負担軽減に努め、法人税負担の適正化をはかる。間接税については随時税率等を見直し、財源確保の必要性などに応じて新たな間接税の創設の適否を検討する。また、税制上の特別措置については、安易な依存や既得権化を排除する。

e. 行政の合理化

行政に課せられた責務の重要性と行政に対する需要の変化に即応し、行政事務および機構を極力簡素化しつつ、行政運営の合理化、能率化を推進し、行政体質の改善と近代化を徹底する。

IV 国民生活の将来

「第3部：経済社会発展の姿」のなかで、「国民生活の将来」については、今後の国民生活の各面における変化とそれへの対応のあり方を次のように述べている。

職場生活の面では、技術の進歩と情報化が進展し、そ

の過程で職場内容が一方で高度に知的なもの、他方でより単調なものへと分化していく傾向がみられることになり、また労働時間が短縮されよう。これに対しては、生涯を通ずる自己啓発や自由時間の充実のための条件整備が必要である。

家庭生活の面では、核家族化が進展し、老人世帯の増加や家庭婦人の職場進出も顕著となるので、教育や社会保障の面での対応策の推進がはからなければならない。

社会的、地域的な生活の面では、高密度化の傾向が進み、また情報化の進展や交通手段の発展とともに生活の広域化が促進されるが、これに対しては経済社会の高密度化にともないがちな公害、交通難などの生活障害の除去をはかり、また地域社会の必要に密着した社会的諸施設の整備を進める必要がある。

また、消費生活の面では、一人当たり消費支出（名目）は64万円程度（44年度31万円）の水準に達し、支出の内容も文化的支出や高度の耐久消費財などへと選択の範囲が多様化するものとみられる。さらに、進学率についてみると、高校（全日制）が43年度現在の72%から50年度には87%程度に、大学への同一年齢の進学率は17%から25%をこえることになろう。

国民生活の向上には、こうした所得増加と資産の蓄積がなければならないが、それだけでは十分でない。社会的にも、物価の安定、社会保障の充実、公害の防止、社会資本の整備がはかられ、各種の生活面の不安や障害が除去されて美しい国土と住みよい生活の場が確保されなければならない。

V 新計画の特色

この計画は、激しい変化の予想される1970年代を迎え、自由世界第2位という経済大国にふさわしい経済の

国際化への自覚と意欲的な対応、立ち遅れのめだつ社会的側面におけるひずみの是正と新たに生じてきた矛盾や摩擦の積極的な解決を強調している。

以下新計画の特色をみてみよう。

1. 経済成長率

新計画においては、計画対象期間の経済成長率を10.6%（名目14.7%）と想定している。これは前計画の8.2%に比べるとかなり高いものであるが、最近2～3年の成長率（13%程度）よりは低く、ここ10年ぐらいの長期的なすう勢にはほぼ合致している。

このような成長率は、日本経済の潜在成長力がひきついて根強いものが予想されるとともに、これまで成長の制約条件であった国際収支面にもゆとりを生じていること、労働力供給の増勢が鈍化すること、物価の安定が国民経済上重要な課題であること、公私両部門間における資源配分のアンバランスが是正されるべきであること、などの判断要因や政策目標のトレードオフ関係などに関する各層の意見が総合的に調整された結果、種々の計量的な成長パターンから選択されたものである。

2. 消費者物価

消費者物価の上昇率は、年平均4.4%とし、計画期間の終りには3%台（3.8%）にすることを目標としている。

これは、前述したように、総需要の調整、構造政策の推進、競争条件の整備、輸入政策の活用、公共料金の安定、土地対策の強化（固定資産課税の適正化等）など各般の物価対策を強力かつ継続的に推進することとしてのものであるが、なかでも農産物など国際的に割高な輸入制限品目については意欲的な輸入政策を積極的に活用することに重点がおかれているのが特色である。

このほか、新計画では物価、賃金、所得、生産性問題について、労使を含めた国民各層の合理的な議論を通じて、本問題についての一般の理解を深め、広範な世論を背景に物価安定に努めることとしている。また、前計画にはなかった賃金指標を新計画は、雇用者所得の増加率15.8%、一人当たりで12.1%程度と示している。この場合、一人当たり雇用者所得の上昇率は、最近の伸び（38～43年度、12.2%）にくらべれば僅かに低くなっているが、これは経済成長率が従来より落ち着いたものとなり物価上昇率が漸次安定するという経済全体の今後の見通しと関連している。

3. 世界経済の見通し

世界貿易の伸びについては、欧米諸国のインフレ傾向の鎮静化をも見込み、最近の実績（42年度4.7%、43年

度11.9%、44年度（見込）11.5%）より低い7.5%を見込んでいる。

4. 労働力人口

女子をふくむ中高年齢層労働力の活用をはかることによって計画期間中年平均1.1%増を見込んでいる。すなわち、計画期間においては、29歳以下の労働力は130万人の減、40歳以上の労働力は530万人の増（内女子は250万人の増）を見込んでいる。

5. 経済の効率化

新計画では、経済の国際化にいつそう積極的に取り組むこととし、効率化についても幅広く国際的視点に立って行なうこととしている。とくに農業については、米の生産過剰等の新たな状況に即応して、国際競争に耐える高生産性農業の実現を目ざし、従来の所得補償的な価格政策の運用を改める等、新しい観点に立って総合農政を展開することとしている。

6. 社会開発

新計画においては、積極的に社会開発を進めるなかで、とくに公共投資の伸び率を前計画の10.7%から13.5%程度、振替所得の伸び率を前計画の17.0%から19.6%程度に引上げるとともに、人間尊重の理念に基づき公害対策、交通安全対策を大きくとりあげている。

また、社会開発を推進するため、高福祉高負担の考え方に立ち、福祉の向上に見合って租税、社会保険負担も高まらざるをえないことにつき、国民の理解と協力を求めている。

以上が新計画の概要とその特色であるが、もとよりこの計画は、自由経済体制のもとにあるわが国の経済について、政策の基本的な方向を示すとともに民間企業や国民の活動の指針にしようとするものであり、経済社会活動の全分野にわたって詳細にその内容を規定したり、厳格にその実施を強制するというものではない。

したがって、この計画に示されている諸数値は、それぞれお互いに関連した整合性をもっているが、その性格は必ずしも同じものではなく、大別して、①経済成長率、国際収支、物価などの指標のように、経済発展の大まかな姿と政策運営の方向に関連するもの、②公共投資や社会保障などの指標のように、計画に想定されている諸条件に大きな変化が生じないかぎり、政府がその実現をはかるもの、③民間設備投資、個人消費支出などの指標のように、民間活動の目安として予測的性格が強いもの、などに区分されている。

また、この計画は、21世紀へ通ずる長期的な視野のなかで来るべき6カ年の経済社会の望ましい姿を描いてい

るが、事柄の性質上さきになるほど不確定要因が免れがたく、今後この計画の実施の過程で、つねにその跡づけと新たにあらわれる諸問題の検討をつづけ、おおよそ3年後に必要な補正をはかるものとしている。

VI 新計画における社会保障の充実と小委員会の報告

1. 政策内容について

前述した新計画のなかでの「社会保障の充実」に関する内容は、本年1月に生活分科会の社会保障小委員会（主査安田巖前医療金融公庫総裁ほか、8名の委員をもって構成）が行なった報告「社会保障の充実とその体系的整備について」の基本的考え方とその内容の趣旨が基調になっているものといえよう。すなわち、この報告では、これまでのわが国の社会保障の政策動向について、次のような問題点の指摘と反省を行なうとともに、そのうえに立って今後の社会保障充実の政策推進のあり方としては、新計画が示しているように、①経済の成長と変化に積極的機動的に対応すること、②あくまで内容面、質面に重点をおきつつ、長期的視点からの体系的整備および関連する施設の整備と要員の確保に格段の努力を傾注し社会保障の円滑な推進のための基盤を整備すること、を一貫して強く主張している。

- 1) わが国の社会保障は、経済発展の現状からみて国民経済に占めるウェイトが西欧諸国に比してかなり低く、国民生活の基底を支える実を備えていない。しかし、このことについては、年金制度の未成熟や人口構造、就業構造等社会保障に関連する経済社会諸条件の差異を考慮すべきであって、名目上の数値だけでことを機械的に論ずべきではない。
- 2) これまでの計画で目標値としていた振替所得の対国民所得比の上昇という点について、近年その進展がみられないのは、計画の想定を大きく上回る国民所得の増大に最大の原因があるが、他面社会保障の分野において、大幅な経済成長や消費者物価の上昇に対しての適応手段、調整手段を講ずるという積極的な姿勢が欠けていたという点が、この矛盾を拡大していたことについては強く反省されなければならない。
- 3) わが国の社会保障は、各部門間の不均衡が目立つとともに、その機能の効果的な発揮という面からも再編成を迫られている問題点が少なくない。とくに、これまでの社会保障は、給付の量的拡大というフローの問題に終始した傾向が強く、社会保障推進の基盤ともいうべき関連する施設の整備や要員の確保という面への配慮が欠けていた傾向にあったことは否めず、この

ような政策動向については、この際反省が加えられ、社会保障の実質的な内容充実を重視する方向へ政策の転換がはかられるべきである。

2. 社会保障の水準について

小委員会の報告は、計画期間における社会保障の水準について、各分野に関して必要とされる政策手段の意欲的積極的な展開により、振替所得の対国民所得比は2.0～2.5%程度上昇することがのぞまれようとしているが、新計画では前述したように、振替所得の規模でみて3倍程度、対国民所得比でみて2%程度上昇することになるとしている。

この内容を関連する経済指標などから具体的にみてみると表15のとおりであり、表7のような最近の実績に照らし合わせれば、振替所得および社会保険負担の年平均伸び率などにおいて、かなり前向きな政策姿勢を打ち出していることが伺える。

この振替所得および社会保険負担に関する目標数値は、新計画が想定している経済発展の姿との整合関係や予想される社会保障関連諸条件の変化要因などが、総合的に勘案されるとともに、小委員会の報告や関係各省庁の意見などが調整された結果、計画期間におけるのがのぞましく、かつ実現可能な規模としてマクロ的に示されたものであって、各部門ごとにその内容が明示されているものではない。したがって、小委員会の報告が求めている社会保障各部門ごとの政策展開の内容に具体的に結び付けて直接その当否を論ずることはできない性格のものといわなければならない。

現在のわが国の振替所得の規模や毎年の伸び率は、振替所得の半ば近くを占める医療保険の給付費の直接要因

表 15 新計画および前計画における振替所得
および社会保険負担の比較

		新 計 画		前 計 画	
		44年度	50年度	40年度	46年度
振 替 所 得	実 額 (10 億 円)	2,610→7,640		1,383→3,548	
	伸 び 率 (%)	19.6		17.0	
	率	2.92		2.57	
	振替所得/国民所得 (%)	5.2→7.0		5.5→7.2	
社 会 保 険 負 担	実 額 (10 億 円)	21,600→65,798		11,460→30,937	
	伸 び 率 (%)	20.4		18.0	
	率	3.05		2.70	
	社会保険負担/国民所得 (%)	4.3→6.0		4.6→6.3	
国 民 所 得 (兆円)		49.9→109.1		25.1→34.9	
伸 び 率 (%)		13.9		11.9	
国民総生産実質成長率 (%)		10.6		8.2	

である国民総医療費の動きに大きく左右されているという実情にあり、計画期間における振替所得も今後の国民総医療費の動向によってかなりの影響を受けるものであることは間違いない。この点について小委員会の報告は医療保険制度に対する総合的見地からの合理化や適正化に関する対策推進の効果、および国民総医療費の近年の趨勢や現状、さらに今後予想される需要供給両面の条件変化要因などを勘案し、「国民所得の伸びをやや上回る程度の増加傾向を辿ると考えるべきであろう」としている。一方、新計画は国民総医療費の将来予測について直接の明示はしていないのであるが、社会保障の充実に関する主張の趣旨や計画期間に必要なとしている政策展開の実現内容などからみて、今後の国民総医療費の動向については「おおむね国民所得の伸びと同程度の伸び」をのぞましいとしているというべきであろう。

かりにこのような前提に立って、計画期間において年平均伸び率 19.6% および 20.4%, 対国民所得比にしてそれぞれ 2% 程度上昇という振替所得および社会保険負担の目標値とそれへの実現手段を描くものとすれば、とくに重点課題である年金部門や社会福祉部門の拡充などに関し小委員会の報告が実現されるべきとしている政策努力や政策効果のかなりのものは、大筋として、新計画にもりとまれているものとみて差し支えないであろう。

また新計画で示す目標は、あくまで昭和 45 年度から昭和 50 年度までの 6 カ年の期間にかかるものであり、しかもこの期間においても、計画に想定されている諸条件に大きな変化が生じないかぎり、政府がその実現をはかるべきとしているものであって、その期間をこえた将来の長期的傾向や目標を意味する内容を持っているものではない。しかし、かりに新計画が描いている程度の国民経済における社会保障水準の向上、すなわち国民所得については 13.9%, 振替所得については 19.6% という両者の年平均伸び率における相関関係が計画期間をこえて引きつづくものとした場合を試算してみると、振替所得の国民所得に対する比率は、昭和 45 年度の実績見込の 5.2% から 58 年度には 10% をこえ、60 年度には 11% 強程度まで上昇し、将来のわが国社会保障水準の向上の到達目標を想定するにあたって一応の目安であるといわれる西欧諸国の現在の水準の一角に到達する数値が予測

される。もとより、この試算による数値は、今回の計画で想定している振替所得と国民所得との相関関係を、単純に将来にトレンド延長したものにならず、計画期間をこえた経済発展の姿や社会条件の変化、さらには年金制度の成熟化、高齢人口比率の増加およびそれに対応する社会保障政策展開の方向とその内容などの前提条件を計量的に把握したり、実現ののぞまれる政策目標を設定するという過程を経たものではない。したがって、具体的裏付けに全く欠けていることは否めないが、ただ、新計画における社会保障充実の目標数値の意味するところを理解する一助として、その数値の国民経済との関連をマクロ的に長期試算してみるとこのような予測になる。新計画や小委員会の報告が共通して強調しているように、今後の社会保障の充実、長期的な構想に基づいてわが国がめざすべき社会保障の姿を明らかにし、そのうえに立って政策の推進がはかられるべきであることはいうまでもない。このためには、計画期間をこえたより長期の期間について、わが国の経済社会の実態とその将来の進路にふさわしい社会保障ののぞましいあり方やその適正な水準を国民経済的視点をも含めたマクロ、ミクロの両面から整合的に検討したうえで長期構想を樹立し、それに基づいて政策手段の体系的かつ計画的な追求を行うということが必要であろう。

VII おわりに

新計画は、充実した経済力にふさわしい国民生活の社会的基盤を確立し、住みよい福祉社会をつくることをその主要目標の一つとしている。

このための施策が真に有効に展開され、計画が目ざすように社会資本の整備や社会保障の充実を通じて国民福祉の向上が実現されるためには、行政当局の積極的意欲的な政策展開によってその実効性が確保されるべきはもとより、それを通じて租税負担、社会保険負担などもある程度高まらざるをえない点について国民の理解と協力が必要であることはいうまでもない。

新計画で示された社会保障の充実などをはじめとする各分野の課題達成のため、国民が積極的に参加することによって社会的連帯意識に結ばれた豊かな社会が建設されることを期待してやまない。